

秀忠大御所時代の“上意”と年寄制

藤井 譲治

一 研究状況と問題の所在

元和九（一六三三）年七月二十七日に二代将軍徳川秀忠が嗣子家光に将軍職を譲って以後、寛永九（一六三二）年一月二十四日に死去するまでの約一〇カ年間で、いわゆる秀忠の大御所時代である。^{（1）}

この時期の政治権力、殊に将軍を中心とした幕府政治機構についての研究は決して多いとはいえない。いまわれわれが手に行うことができる江戸幕府の権力機構についてのもっとも総括的な研究は、北島正元氏の『江戸幕府の権力構造』であろう。氏は、この著書の第三章第三節政治組織の確立——一、元和・寛永期の幕府政治——の中で、秀忠大御所時代の政治組織の特質について、次の諸点をあげておられる。第一は本多正信の死と本多正純の失脚によって、「戦国的な出頭人政治に終止符が打たれ、幕藩制的官僚制の形成が大きく促進されたこと」、第二は「次代をになう家光の新しい側近がしだいに育ちつつあり」、「その新しい側近はもはやかつての家康の側近とちがって、譜代の閥歴

をもち幕府の職制を経由して将来の幕政運営の衝にあたれることを約束された封建官僚大名の予備軍であった」こと、第三は「寛永九年までに前代の遺老として残った者は、酒井忠世・土井利勝・青山幸成・永井尚政の四名であ」り、「このうち、尚政は翌十年老中をやめ、忠世は同十一年六月、家光上洛にあたり西丸失火のため上野寛永寺に謹慎したが、西丸の留守を命ぜられながら江戸城を出たのは失態であるとして免職され」、「翌年五月ゆるされて老職に復したが、もう昔日の勢いはなく」、「残るは利勝と幸成の二名だけとなった」こと、の三点である。⁽²⁾氏の主張点は、以上のように、秀忠の大御所時代に限定されたものでなく、秀忠の死後家光によって幕府政治機構の整備がなされていく前史として広く元和・寛永前期の幕政の動向が位置づけられており、江戸城本丸の将軍家光と西丸の大御所秀忠による二元政治のあり方やその特質には触れるところはない。

高木昭作氏は、岩波講座『日本歴史』の論文である「江戸幕府の成立」第四節「秀忠政権の課題」の最末尾で、秀忠大御所時代について触れ、「大御所となった秀忠は、一六三二（寛永九）年一月五四歳で死ぬまでなお幕府の実権を握り続けたが、その大名統制の基調は元和期と変るところはなかった」と述べているにすぎず、秀忠大御所時代については、ほとんど独自に触れるところはない。この講座の中で、高木論文を受ける位置にあるのが朝尾直弘氏の「將軍政治の権力構造」であろう。氏は、「二代將軍徳川秀忠については、創業者家康のかげにかくれて従来あまりその業績を高く評価されていないが、幕藩体制権力の樹立という視点から見ると、その達成を軽視することはできない」と述べられ、秀忠政権の政治上の重要性を指摘されているが、秀忠の大御所時代については、「それ以前（秀忠の死去以前―筆者註）の一〇年間は、秀忠が大御所として存在し、年齢的にも四〇代後半から五〇代前半にかけてのこれの政治的熟練は、かれをとりかこむ経験に富んだ家臣団とともに、二〇代になったばかりの家光にとって、とうてい太刀打ちできる性質のものではなかった。それゆえ、この時期の政治は家光の初政というよりも、秀忠晩期の政治

と見るべきであろう」と秀忠政権を位置づけられた上で、論述の重点は、寛永十年以降の時期におかれている。⁽⁴⁾ここで、高木・朝尾両氏の論稿を取り上げたのは、秀忠大御所時代について具体的論究の少ないことを責めるためではなく、むしろ、この時期についての個別研究の蓄積の少なさが、講座論文の中にも反映していることを指摘したかったからである。とはいえ、高木・朝尾両氏とも、多少ニュアンスの相違はあるものの、秀忠大御所時代の幕政の実権は秀忠に握られていたと考えられている点では同様といっている。

秀忠がこの期にも実権を握っていた象徴的な事例としては、寛永六年の武家諸法度の改定が秀忠の手でなされたこと⁽⁵⁾や、この期の領知朱印状が将軍家光からではなく大御所秀忠によって発給されたことなどを拾いあげることができ⁽⁶⁾る。しかし、他方で、秀忠が西丸へ移り、本丸へは家光が入ったこと、元和九年十月十九日付の山内一唯書状に「去月廿五日ニ天下御渡候と被仰出」とあることや、『梅津政景日記』に「酒井雅楽殿が御状、未ノ刻参着、則御登城被成候、西丸へ御様子へ大御所様へ御馬しるし、去廿三日ニ渡御申、弥天下御仕置まかせ御申之由、是を諸大名衆へしらせ御申之由」とあるなど、この時点で、「天下」が秀忠から家光に譲られたことを報じ書き留めたものは多い。

こうした事実を、この期の権力構造の中にどのように位置づけうるのか、さらにその権力機構がになわされた歴史的作用はどのようなものであったのかを、前代における家康と秀忠による駿府・江戸の二元政治との差異にも留意しつつ、この期の「上意」と年寄制の分析を通して、その一端を明らかにすることが本稿の課題である。

一一 幕府意志の決定とその伝達

1 淡路国須本城普請

淡路国は、大坂の陣の戦功によって、元和元年、加増として蜂須賀至鎮に与えられ、以降阿波徳島藩の領するところとなり、寛永七年まで、由良に在番の侍が置かれていた。そして、この年七月九日、至鎮隠居ののち跡を継いだ蜂須賀忠秀に対して、淡路須本城普請を許可する本丸西丸年寄連署奉書⁽⁹⁾が出された。

以上

淡州須本普請之儀、心之儘可被申付之旨御意候、可有其御心得候、恐々謹言
寛永七年
七月九日

永井信濃守

尚政(花押)

酒井讃岐守

忠勝(花押)

土井大炊頭

利勝(花押)

酒井雅楽頭

忠世(花押)

(蜂須賀忠秀)
松平阿波守殿

秀忠大御所時代に諸大名に対して居城普請を許可する時に出された年寄連署奉書には、「……旨申上候処、可然思召候⁽¹⁰⁾」とか「達上聞候処……旨被仰出候⁽¹¹⁾」とか「遂披露候処、……旨上意候⁽¹²⁾」などの文言をもって「上意」が示されているが、この「上意」の主体は、大御所秀忠なのか、それとも將軍家光なのであろうか。この点に注目しながら、以下須本城普請許可に至る幕府と蜂須賀氏との交渉経過を見ていこう。

覚

稲田修理淡州就被指越、彼之有次第其身内存之趣伊豆・半兵衛被申越旨得其意候、

雖不及申候、油良^(由)公儀御城之義候間、早々大炊頭殿迄、慥成使者進上被申、万被申伺、御返事被承被任其旨、

修理被指越可然存候、其節城付知行所初諸事可相定候条、被得其意尤候、以上

二月十六日

蓬庵

(蜂須賀忠秀)
松平阿波守殿

この蓬庵(至鎮隠居後の呼称)の手紙によれば、寛永七年二月十六日以前に、忠秀の方から淡路在番として老臣稲田氏を派遣することについて相談があり、それに対して蓬庵は、その意向を承認するとともに、由良城が「公儀御城」であることから、早々に幕府年寄である土井利勝まで使者を遣わし、その指図を受け、それに従って稲田を派遣するようにと指示を与えている。この指示をうけて、藩主忠秀は、幕府に伺書を提出した。

覚

一 淡路国由良為城代稲田修理亮指越申事、

一 由良ニ唯今迄侍大小五六拾人指置申候、其上ニ修理亮遣申、右之通ニ而侍数ハ可然御座候哉事、

一 由良城堀矢蔵以下悉おちあはれ、大手之門たてあけも不罷成躰御座候、侍共屋敷廻、少々かこいも無御座、浜

馬かけの躰ニ御座候故、修理を指置申所を始、屋敷之内へ浪うちこむ躰ニ御座候、加様之所々二尺か三尺石をもつミ上、長屋なとたて申棟をも少指上、家をも申付度奉存候事

以上

二月廿四日

御書

土井大炊頭様

酒井讃岐守様

酒井雅楽頭様

この伺書は、由良城代として稲田修理を派遣すること、由良在番の侍数、由良城およびその周辺の普請許可の三点をうかがうものであった。この伺書の宛名三名は、後述するように、土井利勝は大御所秀忠付西九年寄、酒井忠世・酒井忠勝の両名は將軍家光付本九年寄である。使者となったのは、蜂須賀氏の老臣長谷川伊豆であった。

長谷川伊豆が持参したこの伺書は、いま確定する材料はもたないが、おそらく再度の伺書が出された時と同様、西丸付の使番であった高木正次⁽¹³⁾に手渡され、高木正次から土井利勝、そして年寄衆の手元に届いたと推察される。その後の下交渉は、この高木正次と土井利勝の家士大野仁兵衛⁽¹⁴⁾の両者を通じて行なわれた。

伺書とともに、年寄たちには蜂須賀忠秀から依頼の書状が出されていたようであり、この書状に答える形で、伺書に対する幕府の反応が、本九年寄の一人である酒井忠勝からまずもたらされた。

猶以御国之鑑一箱被送下御懇意候段奉存候、以上

尊書致拜見候、如仰兩

(德川秀忠・德川家光)

御所様御機嫌能被成御座候間、御心易可被思召候、然者御国之内御家来衆被為置候城之

儀付而、長谷川伊豆守方被差下候、

絵図之趣具得其意存候、即兩御所様へ各被達上聞候、委細之儀者、大炊・

(土井利勝)

(酒井忠世)
雅楽頭、伊豆守方へ被申渡候間、不能具候、恐惶謹言

酒井讃岐守

忠勝(花押)

四月廿三日

松平阿波守様

貴報

しかし、この忠勝書状では、伺書の内容が「兩御所」すなわち秀忠と家光の耳に入れられたことと、詳細は土井利勝・酒井忠世から述べられることが報じられているにすぎない。

五月八日、江戸城西丸へ長谷川伊豆と蜂須賀氏の江戸留主居であった中条次大夫の二人が召され⁽¹⁵⁾、酒井忠世と土井利勝の両者から、「上意之趣」が申し渡された。内容は、以下の三カ条である。

一 淡路国由良為城代稲田修理亮指置之段尤被為 思召事

一 従先年由良ニ被指置侍共義者、彼地しまり之勝手次第ニ阿波守蓬庵如被存寄之旨可申付事

一 由良城塀矢蔵大破之所悉修理尤井山下侍屋敷惣囲是又可申付事

この申渡しは、二月二十四日付で忠秀から出された伺書への公式の回答である。この回答に至る幕府内の手続きは、五月十一日付の蜂須賀忠秀宛の土井利勝の書状に「酒雅楽頭令相談、兩御所様へ得御意候処、何様ニも勝手次第ニ可被申付之旨被仰出候間、其段伊豆守へ申達候」とあるように、本丸筆頭年寄の酒井忠世と西丸筆頭年寄の土井利勝とが相談の上、兩御所である秀忠と家光の意向が伺われ、「何様ニも勝手次第ニ」という御意を得て、この日、西丸で酒井と土井とから、長谷川伊豆に「上意之趣」が申し渡されたことが確認される。ところで、「上意之趣」が伝えられたと同時に、酒井忠世と土井利勝から、須本移転についての次のような「御内証」が申し渡された。

一 須本之儀者、阿波守殿蓬庵老重而被仰越次第^(中略)其御返事可申入候条、不及使者^(須本)も候、飛脚^(由良)御状次大夫方迄御越候様可被申上候、為其兩國之絵図此方^(須本)留置候事
 一 須本城所之儀、彼地能被存方へ弥相尋候へハ、伊豆申上通^(須本)阿波守殿御番所^(中略)ハ須本可然様^(須本)被申候、蓬庵^(中略)劫者^(須本)之義候間、御談合尤存候、以上

五月八日

この「御内証」は、五月九日付で蜂須賀忠秀に宛てられた高木正次の書状に「ゆらをすもとへ被成御引度之旨、伊豆殿御老中へ被申候処^(須本)」とあるように、蜂須賀氏の使者長谷川伊豆から「御老中」に対して由良城を廃し須本へ城を移したいとの蜂須賀氏側からの意向が伝えられたことに対する回答である。そこで述べられている点は、須本城普請については、蜂須賀氏の方からの再度の伺書が届き次第、返事をするので、ことさらに使者は不要であること、提出された両国(淡路・阿波)の絵図は留め置くこと、須本城所のことについては「彼地能被存方」へ尋ねたところ、長谷川伊豆が申す通り須本の方が番所として適しているとの意見であったこと、さらに蓬庵はこうした地形を見るのに功者であるから、よくよく談合すること、の四点である。

この日示された「上意之趣」の最初の二カ条は、二月二十四日の伺書に答えたものといえるが、三カ条目の由良城普請許可は、「御内証」で、番所の須本移転が問題とされていることから、文面通り受け取ることとはできない。須本移転についての幕府の方針は、五月九日付の高木正次の書状の先にあげた部分について「是も尤^(須本)思召之由^(須本)候、ゆらをすもとの事能く御思安候て、公儀御為さへ能之御座候と思召候へ、重而可被成言上候、相済候義相違有御座間敷候」とあることや、須本城普請許可の奉書が出された日に蓬庵に宛てて出された土井利勝の書状に「淡路由良之城之儀、須本へ被成御引移度於思召者、酒雅楽頭致相談可得上意之由申入候処^(須本)」とあるように、すでに五月八日には、

酒井忠世と土井利勝の間でこの件についての検討がなされ、須本移転の方針が、年寄段階では確定していたことが知られる。

「御内証」の第一点目については、長谷川伊豆が、土井利勝の家臣である大野仁兵衛との内談を書き留めた覚書に、
 一 須本之儀付而追付可得御意候、左候ハ、私罷下候敷又者慥成使者進上可申^{(高木正次(大野))}筑後殿仁兵衛殿迄相窺候得者、必慥御使者御無用^{(酒井忠世(土井利勝))}候、雅楽様大炊様御指図次第御尤^(須本)候、御公儀向相済在之上ハ、輕御使者^(須本)御状筑後殿迄御下被成候へと被仰候、

とあり、「御公儀向」はすでに終っているのだから、「輕御使者」をもって、蜂須賀氏からの須本城普請の伺書を高木正次のところまで届け出るよう指示されている。

また、「御内証」の第四番目についても、同じ長谷川伊豆の覚書に、大野仁兵衛の指示の一つとして「蓬庵様阿州様、淡路須本へ御越被成、様鉢御見及被成事」が書き留められている。

長谷川伊豆は、「上意之趣」「御内証」そして、高木正次、土井利勝、酒井忠世の書状さらには高木や大野との内談で得た情報をもって徳島へ帰った。そして、長谷川の報告にもとづいて、蓬庵と蜂須賀忠秀は淡路へ見分に出かけた。このことは、先にあげた七月九日付蓬庵宛土井利勝書状に「貴老被御同道、淡州へ御越、地形御覧候処^(須本)」とあることから確認できる。淡路を見分した蓬庵は、幕府に対し、由良城の位置の好悪について、次のような覚書を作成し、提出している。

由良御城所不可然旨覚

一 国中^(須本)城下へ之道以之外切所之事
 一 国^(須本)之片端にて候条、敵味方共指而不急御用存事、海上ハ各別之事

一 彼地住宅之上下屋敷無之候事

一如右之国之片端にて候故、商売之道勝手悪、町人令迷惑由申候つる、付在郷之百姓ハ由良へ程遠出入難成迷惑之由申候つる事、以上

六月六日

蓬庵

この覚書とともに、「弥所柄も能御座候条、須本へ御普請被仰付度之旨」の伺書が、予定通り高木正次を通じて幕府に提出されたと思われる。伺書としての形式がととのったことと、「御内証」で示された年寄衆の須本移転の基本線にもとづいて、「両御所様へ達上聞」したところ、「何様ニも蓬庵阿波守心次第」にするようにとの「御詮」があり、この「御詮」にもとづいて、最初にあげた本丸西丸年寄連署奉書が出されたのである。

以上が、蜂須賀氏と幕府との須本移転をめぐるの交渉経過の概略である。この交渉経過の中にさまざまな問題を見出すことができるが、ここでは、幕府意志の決定とその伝達という点から、いくつかの特徴を指摘したい。

まず第一は、最初の伺書の宛名が西丸年寄の土井利勝と本丸年寄の酒井忠世と酒井忠勝とであることである。⁽¹⁷⁾この伺書では、形式的には本丸と西丸の年寄が対等に扱われているが、交渉の具体的経過をうかがうことはできない。第二は、この交渉が、土井利勝（と大野仁兵衛）——高木正次のラインで実質的に進められており、西丸に交渉の窓口があったと思われることである。

第三は、幕府の最終的な意志決定は、形式的であれ、大御所秀忠の意向と將軍家光の意向とによってなされていた点である。さらに第四は、「両御所」の意向がうかがわれる以前に、本丸筆頭年寄の酒井忠世と西丸筆頭年寄の土井利勝とによって、幕府意志の基本線が前もって調整され、事実上決定されていたこと、第五は、「両御所」の上意が大名に正式に伝えられる時とられた形式が、本丸西丸年寄連署奉書の形をとったことである。

2 山内忠豊の縁辺

寛永八年九月二十七日、土佐藩主山内忠義の嫡男対馬守忠豊と鳥取藩主池田光政の妹長姫との婚儀が江戸屋敷において執り行なわれた。⁽¹⁸⁾以下、山内忠豊と池田光政の妹長姫の縁辺が取りまとめられる経過を明らかにし、検討を加えることにしたい。

土佐藩江戸詰の柴田寛右衛門は、国許の岩崎又右衛門に宛てた寛永七年九月二日付の書状で次のように述べている。⁽¹⁹⁾
対馬守様江 松平新太郎殿御妹子様御縁辺ニ被 仰付度由、両 御所様被為寄 思召候、御内証之趣雅楽殿大炊殿
^(山内忠豊)
高木筑後殿へ被仰渡候付而、其旨筑後殿御状被仰進、別而御満足ニ被思召旨、乍恐御尤ニ奉存候、御縁者迄

残所も無御座、下々共珍重千万ニ奉存御事ニ御座候、
右の記事から、忠豊に池田光政の妹を妻わせてはとの「両御所様」の「思召」があったこと、この「御内証」が本丸年寄の酒井忠世と西丸年寄の土井利勝から使番の高木正次に伝えられたこと、さらに高木正次から山内忠義に、

「御内証」が書状で報じられたこと、そして忠義がこの縁辺を「御満足」に思ったことなどを知ることができる。⁽²⁰⁾

高木正次から忠義へ伝えられたのは「家譜事実」に「忠豊公江新太郎光政公御妹君御縁組之儀両御所様被為思召寄候之旨、雅楽頭公大炊頭殿より高木筑後殿江御内意被仰談、此旨七月ニ御状を以忠義公江被仰通」とあるように、同年の七月ごろのことであったようである。しかし、一族であり秀忠付の書院番であった山内一唯が忠義に宛てた同年九月二日付の書状で「対馬守殿御縁辺之儀、仰出之通其かくれ無御座候へ共、高筑後殿貴公様へ被仰遣候通隠密之分ニ仕候へと、寛右衛門ニ被仰付由承候故、態以書状不申上候」と述べているように、しばらくは内密にされていたようである。

山内忠義は、承諾の意向を伝えるために、まず、酒井忠世と土井利勝のもとへ、使者として野中玄蕃を遣わした。当時、酒井忠世と土井利勝の二人は、明正天皇の即位式のために上使として京都にあった。

使者として京都に上った野中玄蕃は、即位前日の九月十一日昼すぎに京都に着き、すぐさま松平定綱を尋ね指示を仰いだところ「縦大炊殿雅楽殿御相不成候共、御即位無御座以前ニ参上仕候へ」といわれ、その夜酒井忠世と土井利勝のもとへ出かけるが「御事多御座候付而御目見不罷成」と、会うことができず、酒井・土井の家臣に会って、主人に来訪の意を伝えてくれることを頼んでその日は引きあげている。⁽²⁾

即位の翌日十三日に、野中玄蕃は酒井忠世と会った。その時のことを、国許の岩崎又右衛門に宛てた九月十五日の書状で、次のように述べている。

去十三日ニ雅楽殿へ御目見仕候、御前様（山内忠義）が御音信御召小袖五つ、蒔絵之かく式拾人前三共被進候由、御判紙を以御状相調持参仕候、其許罷上候刻被仰聞候通具ニ口上申上候へ、取前御縁辺之儀自然何とそ被思召候儀も可有之候而高木筑後殿（正成）御内証にて被仰遣候へと被仰候処、御同心之由、別而雅楽殿御満足ニ被思召候、双方御のかれなき御間柄にて御座候間、互ニ物之不入様御指図可被成と御懇ニ被仰聞候而、弥御仕合と奉存知候、この記事によれば、忠義よりの進物が酒井忠世に届けられたこと、忠義から「被仰聞候通」口上を述べ、忠義と長姫との縁辺に忠義が「御同心」したことを伝えたのに対し、忠世は「御満足」に「思召」されたこと、さらに婚儀は「物之不入様」にするよう指図があったことが知られる。

ついで、野中玄蕃はどうか十六日に土井利勝に面談することができた。岩崎又右衛門宛の九月十八日付野中玄蕃書状には、次のように、その時の様子が記されている。

一昨日十六日ニ大炊殿御目見仕候、乍憚口上ニ申上度儀御座候、如何可有御座と大野仁兵衛迄申候へ、大炊殿

御聞被成、御そばへ参候へと被仰候付而罷通、対馬様御縁辺之儀御満足ニ被思召由、懇ニ申上候処、一段と御機嫌能、具ニ口上被届聞召候、首尾残多無御座候而御心安可被思召候、委様子者私罷下候節可致言上候、

ここでも、忠義が「対馬様御縁辺之儀御満足ニ被思召由」を口上をもつて野中玄蕃が土井利勝に申し述べたところ、「一段と御機嫌」のよかったことが報じられている。

すなわち、野中玄蕃の京都への使は、上洛中の酒井忠世と土井利勝とに、忠義の縁辺について、忠義が「同心」したことを正式に伝えるためのものであった。

だが、これですべてが終ったのではない。

猶以御懇懃かましく存候へ共、御祝儀与被仰被下候間、幾久と忝存候、以上

貴札拝見仕候、然者御息（山内忠義）対馬守殿御縁辺被 仰出候儀、忝思召、以朝比奈右京亮方被仰上、呉服十御進上、則右之趣申上遂披露候処、一段御機嫌御座候而、被遣御内書候、将又私へ御太刀一腰御馬代黄金考枚并御小袖三被懸御意候、誠被入御念候段、幾久与忝奉存候、委細者右京亮方可為演説候、恐惶謹言

（寛永七年）
霜月十九日
（山内忠義）
松平土左様
貴酬

土井大炊頭
利勝（花押）

貴札致拝見候、御子息対馬守殿御縁辺之儀被仰出、忝被思召、（徳川家光）將軍様へ朝比奈右京亮方被仰上并御小袖五卷御進上候、具遂披露候処、則御使者 御前へ被召出一段御機嫌被思召、御内書被遣候、弥從拙者方相心得可申入之旨上意ニ御座候、将亦我等所へ御祝儀与被成御太刀為御馬代判金考枚并御小袖三重被懸御意候、誠御惻情之段、別而

忝次第、書中難申立候、委細右京方可申達候間、不能詳候、恐惶謹言

(寛永七年)
極月七日

(山内忠義)
松平土左守様

貴報

酒井雅楽頭

忠世(花押)

最後に、忠豊の縁辺を命じた「両御所」への忠義の意向表明が必要であった。忠義の意向は、使者朝比奈右京亮をもって伝えられたが、酒井忠世の書状に「將軍様へ朝比奈右京方以被仰上并御小袖五卷御進上候、具遂披露候処」とあるように、忠義の意向は、將軍家光に対しては酒井忠世の「披露」をもって伝えられたことが知られ、また、このことを前提として土井利勝の書状を見れば、大御所秀忠へは、土井利勝の「披露」をもって、忠義の意向が伝えられていることがわかる。

以上述べてきた山内忠豊の縁辺が決定する経過に見られる幕府意志の下達と大名による同意の意志表示の過程での特徴は、まず第一に、「両御所」の「思召」としてこの縁辺が提案されたこと、第二は、その内意が「御内証」として下達される場合に本丸筆頭年寄の酒井忠世と西丸筆頭年寄の土井利勝から高木正次に命じられ、正次から山内忠義に伝えられたこと、第三は、この「両御所」からの意向に同意した忠義は使者を遣わし、酒井忠世と土井利勝の両者に別々に「同心」の旨を伝えたこと、第四は、大御所秀忠へは土井利勝を通じて、將軍家光には酒井忠世を通じて、忠義の「忝思召」の儀が、別々に伝えられたことの四点をあげることができる。

三 秀忠大御所時代の年寄連署奉書

1 本丸年寄と西丸年寄

表1は、これまで江戸幕府の「老中」もしくはそれに準ずる地位にあった、あるいはあったといわれてきた人物のうち、秀忠の大御所時代に在職していたといわれるものについて、いわゆる「老中奉書」に加判した事例の上限と下限(A欄)、『寛永諸家系図伝』あるいは『寛政重修諸家譜』の記載(B欄)、さらに近年の江戸幕府職制表としては比較的信頼度の高いとされる角川『日本史辞典』の付表とによって、それぞれの人物の「老中」(以下、のちの老中と区

表1 年寄在職期間表

氏名	在職期間	
	A 奉書連判の上限と下限	B 『寛永諸家系図伝』と『寛政重修諸家譜』
酒井忠利	(慶長〇〇・三・三)~(元和二・八・四)	ナシ
土井利勝	(〇〇・四・三)~(寛永五・九・三)	〃 寛永五・二・七
酒井忠世	(〇〇・四・六)~(〇一・五・元)	〃 〇一・二・七
青山忠俊	ナシ	寛永三・五・三
井上正就	(元和〇・六・三)~(寛永五・七・四)	元和三・八・八
永井尚政	(〇〇・六・三)~(〇一・八・三)	〃 〇一・三・五
内藤忠重	(寛永二・〇・元)~(〇一・八・三)	〃 〇一・三・五
稲葉正勝	(〇〇・〇・元)~(〇一・〇・三)	〃 〇一・三・五
阿部正次	ナシ	元和九・九・九
酒井忠勝	(寛永二・〇・〇)~(寛永五・九・三)	ナシ
森川重俊	(〇〇・二・二)~(〇一・二・二)	寛永一・二・二
青山幸成	(〇〇・二・二)~(〇一・〇・三)	〃 〇一・二・二

別するため「年寄」と記す）在職期間を表象化したものである。

在職期間を確定しようとする時、まず前提として「職」それ自体が制度として成立しているか否かという問題があるが、本稿では、便宜的に奉書加判をそのメルクマールとしておく。さらに、表1のA欄は、奉書加判という個別事例にもとづいての上限下限であるため、その前後の時期については不確定な要素を残していることはいうまでもない。こうした点を前提として表1を見ると、A・B・C欄の相互で、一致するものも見出せるが、全体としてはかなり大きな相違があることにまず気づく。とすれば、まずこれらの人物個々について詳細な検討を加えることが必要となるが、ここでは、この時期に限り、かつまた年寄連署奉書の分析に必要な限りでの分析に止めたい。

酒井忠利は、慶長二十（一六一五）年三月二十三日の奉書に酒井忠世・安藤重信とともに加判しているが、元和二年八月二十四日の奉書に⁽²³⁾加判したのを最後に、奉書連判には加わっていない。『寛永諸家系図伝』は、慶長十四年、家康の命によって江戸城の「常留守」（『寛政重修諸家譜』では「大留守居」となり、元和二年に家光の輔佐の臣となつたとしている。系図類に全面的な信頼を置くことはできないが、忠利については、少なくとも、秀忠大御所時代には加判の列にはなかつたといえる（秀忠大御所時代の奉書加判の様子については、後掲表2を参照されたい）。

土井利勝・酒井忠世の二人のこの期間における奉書加判については問題はないが、土井利勝は『寛永諸家系図伝』に「同九年正月、^(寛永)台徳院殿御不例の時、利勝今より將軍につかへ奉るべきの仰をかうふり、御本丸へ登りて將軍家を拝し奉り、進物を献ず」とあるように、秀忠死去の直前まで秀忠付の年寄であつたことが知られる。いっぽう酒井忠世は『寛永諸家系図伝』に「此年の春、^(元和九年)台徳院殿の仰に依て將軍家につかえたてまつる」とあるように、元和九年に、秀忠によって家光に付けられたことがわかる。

青山忠俊・阿部正次については、奉書加判の事実を確認しえないことと、系譜類にその記載を見出しえないことから、奉書加判者からは除いておく。

ら、奉書加判者からは除いておく。

秀忠付で西九年寄であつた井上正就は、『寛永諸家系図伝』『寛政重修諸家譜』ともに、元和三年奉行職に列したことを書き留めるが、『寛政重修諸家譜』には「このとし加判の列にすゝむ」と記されている。正就の奉書加判の初見は、元和九年六月二十二日の山内忠義宛の奉書においてであり、最後の事例は寛永五年七月十四日の大村純信に宛てられた奉書である。なお、正就は、同年八月十日に西九で目付豊嶋正次によって殺害された。

井上正就と同じく秀忠付西九年寄であつた永井尚政は『寛政重修諸家譜』に「八年より老職に列し」とあり、奉書加判の初見は、井上正就と同時である。井上と永井が加判に列した時期は、元和八年まで酒井忠世と土井利勝とともに加判していた本多正純の失脚直後であつたのではなからうか。なお、永井尚政は、寛永十年三月二十五日山城淀一〇万石への加増転封を機に、加判の列から去っている。

内藤忠重は、慶長十五年より家光に仕えた。『寛政重修諸家譜』に「この年常陸国のうちにをいて一万石を加賜され、後奉行職に列し」とあり、『東武実録』には「忠重此年ヨリ奉行人ニ列ス」とある。また、家光の乳母である春日局の子であり、八歳から家光に仕え、忠重と同様の位置にあつた稲葉正勝についても「同年奉行職に列して政務に預かり、奉書に判をくはふ」とあるように、この両者とも、元和九年に加判の列となつたと考えられよう。ただし加判の初見事例が、寛永二年十月十九日の奉書であるのは、集めえた事例の少なさによるものと思われる。内藤忠重の加判の最終事例は寛永九年八月二十三日、稲葉正勝の加判の最終事例は寛永九年十月二十三日であるが、これは忠重が寛永十年三月十八日に志摩鳥羽三万五〇〇〇石へ、正勝が寛永十年十一月二十三日に相模小田原八万五〇〇〇石への加増転封されたことと対応している。

酒井忠勝は、はじめ秀忠に仕えたが、元和六年四月二十四日、秀忠の命により、世嗣であつた家光に仕えることに

なった。さらに『寛政重修諸家譜』には、^{（寛永元年）}「十一月本城にうつらせたまふにより、老職に列し」とあり、家光が本丸

へ移るのを契機に“老職”となったと考えられる。また、奉書連判の初見も、翌二年十一月十日の奉書であり、加判の列に連なった時期を確定できないまでも、ほぼこの時と考えていいであろう。

森川重俊は、慶長十四年秀忠に仕えるが、同十八年の大久保忠隣の改易に連座し配流され、寛永四年に赦免されてふたたび秀忠に仕えた。『寛永諸家系図伝』には「寛永四年、御赦免を蒙り、めしいたされ総州上州相州にをひて一万石の地を両度にたまはり、奉行職乃末席に列し奉書に判をくはふ」とあるが、^{（寛永）}『寛政重修諸家譜』には「八年奉行職に列し奉書に判形を加ふ」とある。忠重の奉書加判の初見が寛永五年九月十三日の奉書であることから、^{（寛永）}『寛政重修諸家譜』の説は成立しない。森川重俊とともに奉書加判の列に連なったと思われる青山幸成は、幾度か勘気を蒙って禄を奪われたが、大坂の陣の戦功によってふたたび秀忠に仕えた。『寛永諸家系図伝』には「同五年十月仰をかうふりて奉書に連判す」とあり、また奉書連判の初見が森川重俊と同じ寛永五年九月十三日の奉書であることからすれば、森川・青山の両者とも、寛永五年八月に井上正就が死去したあとを埋める形で、奉書加判に加わったと考えるのが最も妥当なところであろう。森川重俊は、寛永九年一月秀忠の死に殉じて世を去った。いっぽう青山幸成は、寛永十年二月三日、遠江掛川二万六〇〇〇石に増増転封されたのを契機に加判の列から去ったようである。

ところで、この期の年寄衆は、「御本丸西之丸之御年寄衆」とか「両丸之御老中」と呼ばれていたように、本丸の將軍家光付の年寄と西丸の大御所秀忠付の年寄とに分かれていたことがうかがえる。^{（26）}以上述べてきた点にこの点を加えて考えると、秀忠大御所時代には、酒井忠利・青山忠俊・阿部正次は奉書加判の列にはなく、酒井忠世・酒井忠勝・内藤忠重・稲葉正勝の四人が將軍家光付の年寄として、土井利勝・井上正就（寛永五年八月まで）、永井尚政・青山幸成・森川重俊（以上二名は寛永五年十月より）の五人が大御所秀忠付の年寄として、奉書に加判していたこと

が明らかとなろう。

2 年寄連署奉書

表2は、秀忠の隠居の少し前から死去の直後まで（元和八年～寛永九年）の期間に、諸大名に対して出された年寄連署奉書の管見の限りでの一覧である。ここで、これらの奉書を老中連署奉書と呼ぶ年寄連署奉書と呼ぶのは、この時期に、老中制が幕府機構として十分には確立していなかったと思われるためと、確立した時点で奉書とを区別するためである。

さて、この表は、奉書の発給年月日、差出人、宛名、その出典を順にあげているが、差出人である年寄の連署者のうち、最後の加判者を1として、加判の順序とは逆の序列を数字で示している。これは、加判の順序が原則として年寄内での序列を表わしているからである。また、差出者の欄を大きく二分したのは、將軍家光付の本丸年寄と大御所秀忠付の西丸年寄とを分析の都合上あらかじめ分けて示したかったからである。

以上の点を前提として、殊に差出人である年寄に注目して表2を見ると、奉書の形態に四つのタイプを認めることができる。第一のタイプは、本丸年寄のみが連署したもの（以下、本丸年寄連署奉書と呼ぶ）、第二のタイプは、西丸年寄のみが連署したもの（以下、西丸年寄連署奉書と呼ぶ）、第三のタイプは、本丸年寄と西丸年寄の両者が連署したもの（以下、本丸西丸年寄連署奉書と呼ぶ）、第四のタイプは、本丸筆頭年寄と西丸筆頭年寄の二名のみが連署したもの（以下、本丸西丸筆頭年寄連署奉書と呼ぶ）、の四タイプの年寄連署奉書のあることが容易に知りうる。

第一タイプの本丸年寄連署奉書の事例は、五例にすぎないが、その内容を中心に検討し、その性格づけをしたい。

表2 年 寄 連 署

年 月 日	奉 書 連 判 者					
	酒井忠世	酒井忠勝	内藤忠重	稲葉正勝	土井利勝	井上正就
1(元和9) 6. 22					1	2
2(" 9) 8. 3	1				2	
3 寛永元. 9. 12	1				2	3
4(" 元) 9. 21					1	2
5(" 元) 12. 22	1				2	3
6(" 2) 9. 14					1	2
7(" 2) 10. 19	1	2	3	4		
8 " 2. 11. 10	1	3			2	4
9(" 2) 11. 22					1	2
10(" 2)?	1	3			2	4
11(" 2) 12. 1	1	3			2	4
12(" 3) 2. 2	1	3			2	4
13(" 3) 2. 2	1	3			2	4
14(" 3) 2. 2	1	3			2	4
15(" 3) 2. 2	1	3			2	4
16(" 3) 2. 2	1	3			2	4
17(" 3) 2. 6	1	3			2	4
18 " 3. 4. 16	1	3			2	4
19(" 3) 7. 9					1	2
20(" 3) 9. 20	1	2	3	4		
21(" 3) 9. 20	1	2	3	4		
22(" 3) 9. 20	1	2	3	4		
23(" 3) 9. 20	1	2	3	4		
24 " 4. 2. 23		2			1	3
25 " 4. 6. 6	1	3			2	4
26(" 5) 1. 18					1	2
27(" 5) 3. 14	1	3			2	4
28(" 5) 3. 27					1	2
29(" 5) 7. 14		2			1	3
30 " 5. 8. 11	1	3			2	
31(" 5) 9. 13					1	
32(" 5) 10. 16	1				2	
33(" 5) 11. 11					1	

奉 書 一 覧

名			宛 名	内 容	タイプ	出 典
永井尚政	青山幸成	森川重俊				
3	(板倉重宗)		山内忠義	参内供奉を命ず	Ⅲ'	山内家史料
			"	將軍参内供を命ず	Ⅳ	"
4			丹羽長重	赤楯城普請許可	Ⅲ	譜牒余録
3			"	" = 付	Ⅲ'	"
4			細川忠利	朝鮮人帰国	Ⅲ	細川家記
3			佐竹義宣	西丸能 = 付	Ⅱ	佐竹文書
			山内忠義	山内康豊死去御内書	Ⅰ	山内家史料
5			相良長每	人吉城普請許可	Ⅲ	相良家文書
3			伊達政宗	鷹鶴下賜 = 付	Ⅱ	伊達家文書
5			山内忠義	上洛供奉 = 付	Ⅲ	山内家史料
			細川忠利	"	Ⅲ	細川家文書
			佐竹義宣	"	Ⅲ	佐竹文書
			鍋島勝茂	"	Ⅲ	勝茂公譜考補
			加藤泰興	"	Ⅲ	北藤録
			山内忠義	"	Ⅲ	山内家史料
			細川忠利	"	Ⅲ	細川家記
			仙石忠政	上洛供奉免除	Ⅲ	仙石家譜
5			"	信州上田城普請許可	Ⅲ	"
3			山内忠義	秀忠の参内供奉	Ⅲ'	山内家史料
			鍋島勝重	將軍参内祝義の礼	Ⅰ	勝茂公譜考補
			松平忠昌	"	Ⅰ	越前家譜
			山内忠義	"	Ⅰ	山内家史料
			細川忠利	"	Ⅰ	細川家記
4			伊達政宗	仙台屋敷構普請許可	Ⅲ	伊達家文書
5			丹羽長重	白河城侍屋敷拡張許可	Ⅲ	譜牒余録
3			(山内忠義)	西丸茶会の招き	Ⅱ	山内家史料
5			松平定行	徳永左馬助改易 = 付	Ⅲ	江戸幕府朱黒印御内書留
3			島津家久	西丸能の招き	Ⅱ	後編薩藩旧記
4			大村純信	オランダ船番役	Ⅲ	大村家覚書
4			丹羽長重	白川城普請許可	Ⅲ	譜牒余録
2	3	4	島津家久	西丸茶会の招き	Ⅱ	後編薩藩旧記
			前田利常	参勤延引許可	Ⅳ	江戸幕府朱黒印御内書留
2	3	4	島津家久	鷹鶴下賜	Ⅱ	後編薩藩旧記

34(寛永5)11. 18	1	3			2
35(" 5)11. 18	1	3			2
36(" 5)11. 18	1	3			2
37(" 5)11. 18	1	3			2
38(" 5)11. 18	1	3			2
39(" 5)11. 18	1	3			2
40(" 5)11. 18	1	3			2
41(" 5)11. 18	1	3			2
42(" 6)壬2. 3	1	2	3	4	2
43(" 7. 7. 9	1	3			2
44(" 7) 7. 9	1				2
45(" 8. 6. 6	1	3			2
46(" 8) 6. 29	1	3			2
47(" 8) 8. 3	1	3			2
48(" 9) 6. 3	1	3	5		2
49(" 9) 6. 3	1	3	5		2
50(" 9) 8. 23		2	4		1
51(" 9)10. 23		2		4	1
52(" 9)11. 28		2			1

「行幸之節」とあるのは、寛永三年秀忠・家光が上洛した時後水尾天皇が二条城に行幸したことをいっている。この行幸に際し、越前藩主である松平忠昌から將軍家光に祝儀として綿一〇〇〇把が進上されたのに対し、それが將軍に披露され、將軍が「御機嫌」であったことを、本丸年寄連判で報じたものである。

以上

急度致啓上候、然者將軍様被成御庖瘡候
處、御氣色一段能御座候間、御心易可被思

(松平忠昌)
松平伊予守殿

忠世書判

酒井雅榮頭

忠勝書判

酒井讃岐守

忠重書判

内藤伊賀守

(寛永三年)
九月廿日
稲葉丹後守
正勝書判

土佐藩主山内忠義の実父である山内康豊が寛永二年八月二十九日に死去した際、將軍家光から弔意を表わす御内書が出されたが、この奉書は家光の御内書に対応して出されたものであり、御内書の添状的位置にある。

今度 行幸之節、為御祝儀綿千把被成御進上候、則遂披露候之処、被入御念之段御機嫌之御事ニ御座候、相心得可申入旨為御意如此候、恐々謹言

(山内忠義)
松平土佐守殿
人々御中

酒井雅榮頭 忠世

酒井讃岐守 忠勝

内藤伊賀守 忠重

(寛永二年)
十月十九日
稲葉丹後守 正勝

一筆申入候、山内修理亮殿御遠行之由被聞召、御内書被成遣候、定以御力落御心底之程令察存候、恐恐謹言

4	{竹腰(尾張徳川)	江戸城普請役	III	江戸幕府朱黒印御内書留
4	{安藤(紀州徳川)	"	III	"
4	{鳥居(徳川忠長)	"	III	"
4	{中山(水戸徳川)	"	III	"
4	伊達政宗	"	III	"
4	佐竹義宣	"	III	"
4	上杉定勝	"	III	"
4	南部信直	"	III	"
4	島津家久	家光庖瘡見舞の参勤を止む	I	後編薩藩旧記
4	蜂須賀忠秀	須本城普請許可	III	雑録 蜂須賀家文書
4	"	"ニ付	IV	"
4	前田利常	金沢城普請許可	III	国初遺文
4	"	"謝礼	III	"
4	島津家久	秀忠見舞の参勤を止む	III	後編薩藩旧記
4	細川忠利	加藤忠広改易ニ付	III	雑録 細川家記
4	鍋島勝重	"		勝茂公譜考補
3	松平忠昌	江戸女手形ニ付		家譜
3	山内忠義	紅葉山仏殿		山内家史料
	"	大坂船板差上ニ付		"

召候、就其為御見舞、自然参勤之方も可有之歟と思召、堅無用之旨被仰出候之間、可被成其御心得候、恐々謹言

朱力キ
寛永六年

（島津家久）
閏三月三日

稲葉丹後守

正勝判

内藤伊賀守

忠重判

酒井讃岐守

忠勝判

酒井雅楽頭

忠世判

（島津家久）
薩摩中納言殿
人々御中

この奉書は、寛永六年將軍家光が庖瘡を煩った時に、諸大名がその見舞のため江戸へ参勤することを止めたものである。

以上、第一グループに属する奉書は、いずれも將軍家光のみにかかわるもので、家光一人の意向にもとづいて出された点に特徴がある。

第二タイプの西九年寄連署奉書は六例を数えるが、その一々を掲げるのは煩瑣でもあるので、特徴をよく示す一例のみをあげるに止める。

明十四日之昼、於西丸御茶可納之旨被仰出候之間、其御心得候て可有御登城候、恐々謹言

朱力キ

寛永七年

森川出羽守

重俊（花押影）

青山大藏少輔

幸成（花押影）

永井信濃守

尚政（花押影）

土井大炊頭

利勝（花押影）

九月十三日

（島津家久）
薩摩中納言
人々御中

この奉書は、「後編薩藩旧記雜錄」においては「朱力キ寛永七年」とあるように、寛永七年のものとして編年されているが、大御所秀忠が、九月十四日に茶会を催したのは、寛永七年ではなく寛永五年のことであり、この奉書は、寛永五年のものである。ところで、この奉書は、十四日西丸での茶会に島津家久を招いたものであり、鷹の鶴の下賜など他の多くの事例も、秀忠自身と諸大名との関係で発給されるという特徴をもっている。

第三タイプの本丸西九年寄連署奉書の事例は、第二章であげた須本城普請許可の奉書もその一例であるが、次に寛永三年、大御所秀忠と將軍家光との上洛に際して、諸大名に対し上洛供奉を命じた時のものをあげる。

以上

就可被成 行幸、来五月下旬 兩御所様御上洛之御事候、然者可為供奉之候間、其御用意尤候、人なと被召遣之儀者、去亥年可為如 御上洛候、将又公家衆へかし馬として鞍置馬二疋并辻固等少々可入申候、可被成其御心得候、恐々謹言

(寛永三年)
二月二日

井上主計頭

正就(花押)

酒井讀岐守

忠勝(花押)

土井大炊頭

利勝(花押)

酒井雅楽頭

忠世(花押)

(義宣)
佐竹右京大夫殿
人々御中

この事例のほか、表2の内容欄に示したごとく、このタイプの奉書の内容は、第一・第二タイプの奉書に比して、大名居城の普請許可、上洛供奉、普請役賦課、オランダ船番役など、幕府と大名との間での重要な事柄を含むものである。内容面についてはひとまずおき、形式面を連署者を中心に検討すると、まず、本丸西丸年寄連署奉書とはいえず、寛永五年までは本丸年寄の内藤忠重・稲葉正勝が加判していず、また寛永五年以降は、新たに西丸年寄となった青山幸成・森川重俊も加判していないことが指摘できる。さらに、連署者については、元和九年から寛永元年までは西丸年寄が全員加判しているのに対し、本丸年寄は酒井忠世一人のみである。寛永二年になると本丸年寄に加わった酒井忠勝がこのタイプの奉書の加判に加わるようになり、寛永五年八月井上正就の死後は、西丸年寄全員加判の原則は崩れ、本丸年寄の両酒井と西丸年寄の土井利勝・永井尚政の四人が連署するようになった。こうした変化についての評価は、のちに述べることにしたい。第四のタイプとして本丸西丸筆頭年寄連署奉書がある。大名に対して出されたものとしては、わずかに三例にすぎず、これをもってこのタイプの奉書の性格を決めることはできないが、武家伝

奏に宛てられた奉書にこのタイプのものがある。『寛永諸家系図伝』の酒井忠世の項に「公家・武家の事を沙汰し、異国・他邦の事を相はかる。是に依て朝鮮の信使来朝の時、毎度彼国の礼曹書簡ならびに土産をよせ、忠世も又返簡音物を送る」とあり、土井利勝についてもほぼ同様の記述があり、両者とも従四位下侍従であったことなど、他の年寄とは、単に前代からの年寄であったというだけでなく、幕政の上で別の機能を果たしていたと思われる。

以上述べてきたごとく、秀忠大御所時代の年寄連署奉書には四つのタイプのあることが明らかとなった。幕府と大名との間で殊に重要な内容をもつ第三タイプの本丸西丸年寄連署奉書を中心に年寄連署の変遷を見るとおよそ三つの時期に分けられる。まず第一の時期は、元和九年から寛永元年までの時期で、本丸西丸年寄連署奉書には、西丸年寄が全員署判しているのに対し、本丸年寄三人のうち一人、酒井忠世のみが連署に加わっているだけであり、西丸の優位が年寄制の面でも明確に現われている。第二の時期は、酒井忠勝が本丸年寄に加わった寛永元年末から井上正就が死に青山幸成・森川重俊の二人が西丸年寄に加わった寛永五年八・九月までの時期である。この時期、西丸の年寄制に変化は見られないが、本丸年寄制は、酒井忠勝が新たに加わり、それ自体として強化されるが、それとともに、忠勝が本丸西丸年寄連署奉書の連署者に加わったことは、西丸の優位の状況を本丸西丸均衡の状態へと一歩進めたことになる。第三期は、寛永五年以降であり、西丸年寄に本丸西丸年寄連署奉書に加判をしない二人の年寄が加わることで、西丸にも本丸と同じ年寄制が形作られ、ここに本丸・西丸の年寄制は少なくとも形の上では対等のものとなった。

以上、二章にわたって秀忠大御所時代の「上意」と年寄制を中心に述べてきた。第二章では、幕府による大名城郭の普請許可と大名間の婚姻というわずかに二例についての分析であるが、この期、大名への幕府意志は、大御所秀忠のみの意志としてではなく、將軍家光の意志を、形式的には対等の形で含みこんだものとして、決定され表明されていること、さらに幕府意志決定に際し本丸筆頭年寄の酒井忠世と西丸筆頭年寄の土井利勝とが大名からの伺に対し「御所」へ伝える以前に両者が談合し、かつまた「上意之趣」「御内証」を両者が同じ場所で同時に諸大名に提示したとに見られるように、「両御所」の意志を調整し統合する役割をもっていたことを明らかにした。この後者の点は、第三章で見たごとく、多くの幕府として重要な事項の伝達が、本丸西丸年寄連署奉書の形をとってなされたことを合せて考えれば、本丸の家光と西丸の秀忠とに分かれることによって本来的におこる二元的政治構造³⁰の矛盾を緩和したのは、このような年寄の体制であったといえる。この点は、家康・秀忠による駿府・江戸の二元政治の段階とは明らかに異なっている。

また、右の点を少し角度を変えて見ると、酒井忠世・土井利勝によるこの期の幕府意志形成への決定的なかかわりは、忠世が將軍、利勝が大御所付となったとはいえ、秀忠政權前期の年寄制の延長線上にあったことによるものだととらえることもできるが、この期、少なくとも大名に対しては、この両者のみによって幕府の意向が文書の形をとって正式に示されることは少なく、本丸年寄酒井忠勝・西丸年寄井上正就・永井尚政らの加判がある本丸西丸年寄連署奉書で多くは示されており、形式の上では、年寄間の序列を残しつつも、年寄の地位は奉書連判という点でフラッ

トなものに近づいており、家光期に完成する老中制へと一歩近づいているのである。

第三章で明らかにした年寄連署奉書連判の時期的変化は、西丸の権力と本丸の権力との平準化の過程としておさえられる。さらに、この期に本丸と西丸の権力意志を統一した形で表現するところの本丸西丸年寄連署奉書が成立していたことは、秀忠死後に西丸の年寄制のもった権力を吸収することを容易にし、秀忠の死によって引きおこされる権力機構の動揺を最少限に止めた。この一つの表現を、わずかに一年たらずとはいえ、かつての本丸西丸の年寄のすべてが加判する奉書が成立したことに見ることができる。

このように、秀忠大御所時代の年寄制は、大御所秀忠・將軍家光という二元政治のもつ本来的な矛盾を緩和し、かつ秀忠政權から家光政權への権力移譲を円滑にしたところに、その歴史的役割があったといえよう。

- (1) 秀忠大御所時代の始期については、家光の將軍襲職にそれを求めるほかに、秀忠の西丸移徙(寛永元年九月二十二日)あるいは家光の本丸移徙(寛永元年十一月三日)に求めることもできるが、いまは通説に従っておく。
- (2) 『江戸幕府の権力構造』(岩波書店、一九六四年)四五七～四六〇ページ
- (3) 岩波講座『日本歴史』9(岩波書店、一九七五年)一五一ページ
- (4) 岩波講座『日本歴史』10(岩波書店、一九七五年)四八八ページ
- (5) 寛永六年の武家諸法度の改定は、『徳川実紀』では『大猷院殿御実紀』において取り上げられ、また『徳川禁令考』においても家光によるものとしているが、『東武実録』や『本光国師日記』寛永六年八月二十二日条に「土井大炊頭殿御出、武家御法度書之内、乗物之ヶ条御このミ有之」とあり、秀忠付の土井利勝が使者に立っていることから、秀忠の手で改定されたものである。
- (6) 寛永二年十月二十三日付酒井忠勝宛徳川秀忠朱印状(『小浜市史』藩政史料編一、一九八三年)。なお、この期の朱印状は主として譜代に対して出されており、元和三年の秀忠による、また寛永十一年の家光による朱印改との比較検討の必要がある。
- (7) 土佐山内家文書

- (8) 『梅津政景日記』寛永元年一月二十六日条
- (9) 蜂須賀家文書（国立史料館所蔵）。以下須本城普請に関する史料は、特に註記しない限り、当文書のものである。
- (10) 寛永元年九月十二日付丹羽長重宛本丸西丸年寄連署奉書（『譜牒余録』）
- (11) 寛永二年十一月十日付相良長每宛本丸西丸年寄連署奉書（『相良家文書』九二八）
- (12) 寛永八年六月六日付前田利常宛本丸西丸年寄連署奉書（『国初遺文』）
- (13) 『寛永系図伝』に「同十九年、大坂御陣の時、御使番となつて、御目付の役をつとむ」とあり、また「同十九年、台徳院殿薨御のち、將軍家につかへたてまつる」とある。
- (14) 『大猷院殿御実紀』寛永九年七月二十五日条に「土井大炊頭利勝が家士大野仁兵衛にも、銀三十枚に時服そへて下さる」とある。
- (15) 寛永七年五月十四日付下田一郎左衛門宛中条次大夫書状に「去八日ニ西丸へ伊豆私被為召、雅楽様・大炊様上意之趣被仰渡候」とある。
- (16) 寛永七年七月九日付蓬庵宛土井利勝書状
- (17) 普請許可の奉書に、宛名の三名のほかに西丸年寄の永井尚政の名が見えるが、宛名に永井の名が見えない点は、検討すべき点として残る。
- (18) 『山内家史料 忠義公紀』（山内神社宝物資料館、一九八一年）寛永八年九月二十七日条
- (19) 土佐山内家文書。以下、忠豊婚儀については、特に断らない限り、同史料による。
- (20) 註(18) 参照。
- (21) 寛永七年九月十五日付岩崎又右衛門宛野中玄蕃書状
- (22) 『大阪編年史料』四ノ一三三ページ
- (23) 「鍋島文書」『大日本史料』第二編二五
- (24) 寛永七年六月二十日付山内一唯書状（土佐山内家文書）
- (25) 寛永八年二月二十六日付山内忠義書状（土佐山内家文書）
- (26) 本丸・西丸年寄の呼称は、元和九年、寛永元年までは、秀忠西丸移徙・家光本丸移徙の時期からして、正確な呼称でない

が、ここでは、家光付、秀忠付の年寄の意で、この用語を便宜使用する。

- (27) 『山内家史料 忠義公紀』寛永二年八月二十九日条
- (28) 『東武実録』寛永五年九月十三日条に、「明十四日、西ノ丸御口切御茶湯ニ依テ」とある。
- (29) この奉書に、西丸年寄の永井尚政の署判がないのは、尚政の父直勝が寛永二年十二月二十九日に死去し、尚政が忌に服していたためであろう。
- (30) この二元的政治構造の実体がどのようなものであったかは、朝廷関係、外交などを含めて、さらに多くの事実を明らかにしていかなければならないであろう。